

令和8年度山形市移住支援金 チェックリスト

- ・下記4要件のすべてに該当された方は対象となる可能性がありますので、山形市企画調整課へお問い合わせください。
- ・この制度は、申請した日から5年以上継続して山形市に居住する意思があることを条件としています。
- ・やむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となりますのでご注意ください。

1 移住元に関する要件

(1)住民票を移す直前の10年間について、下記①～③のいずれかに該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が通算5年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏（埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都のうち、東京23区及び条件不利地域を除いた地域）に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏（埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都のうち、東京23区及び条件不利地域を除いた地域）に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が通算5年以上である。	
(2)住民票を移す直前の1年間について、下記①～③のいずれかに該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏（埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都のうち、東京23区及び条件不利地域を除いた地域）に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏（埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都のうち、東京23区及び条件不利地域を除いた地域）に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができる。	
<input type="checkbox"/>	③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記①～②の全てに該当する。		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①申請時において、転入後1年以内であること。 ※令和8年度の申請においては、申請期限を令和9年1月29日（金）とします。	
<input type="checkbox"/>	②申請した日から5年以上継続して居住する意思がある。 ※会社都合（転勤・出向・研修等）により転入される方は、対象外となります。	

3 地域の担い手としての役割に関する要件

下記(1)~(5)のいずれかに該当する。	はい・いいえ
(1)テレワークに関する要件 下記①~③の全てに該当する。	
<input type="checkbox"/>	①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
<input type="checkbox"/>	②原則として、恒常的に通勤しないこととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
<input type="checkbox"/>	③国が別途実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業の対象事業による支援、助成を受けていないこと。
(2)就職に関する要件（一般の場合） 下記①~④の全てに該当する。	
<input type="checkbox"/>	①山形県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されていること。
<input type="checkbox"/>	②対象求人への応募日が、山形県が移住支援金の対象として就職マッチングサイトに公表した日以降であること。
<input type="checkbox"/>	③就業者にとって3親等内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
<input type="checkbox"/>	④週20時間以上の無期雇用契約であること。
(3)就職に関する要件（専門人材の場合） 下記①~③の全てに該当する。	
<input type="checkbox"/>	①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること。
<input type="checkbox"/>	②週20時間以上の無期雇用契約であること。
<input type="checkbox"/>	③目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
(4)起業に関する要件	
<input type="checkbox"/>	山形県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
(5)関係人口に関する要件	
山形市に通算3年以上在住したことがあり、かつ、次のいずれかに該当する。	
<input type="checkbox"/>	①山形市に所在する大学等の教員であること。
<input type="checkbox"/>	②山形市において農林水産業に就業すること。

4 その他の要件

下記①~②の全てに該当する。	はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
<input type="checkbox"/>	②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。